⑳　ストック・オプションに関する事項（財務諸表等規則第226条及び第227条の規定に準じて記載すること。）

㉑　企業結合に関する事項（財務諸表等規則第228条から第231条まで、第234条、第266条及び第298条の規定に準じて記載すること。）

㉒　事業分離に関する事項（財務諸表等規則第232条、第233条及び第235条の規定に準じて記載すること。）

［㉓～㉕　略］

［２～５　略］

（生命保険相互会社）

［表略］

（損害保険相互会社）

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［(1)・(2)　略］

(3)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等規則第213条から第218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［(4)～(17)　略］

(18)　企業結合に関する事項（財務諸表等規則第228条から第231条まで、第234条、第266条及び第298条の規定に準じて記載すること。）

(19)　事業分離に関する事項（財務諸表等規則第232条、第233条及び第235条の規定に準じて記載すること。）

［(20)～(22)　略］

［２～５　略］

［第３・第４　略］

第５

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間株主資本等変動計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

６　財務諸表等規則第316条から第319条までの規定に従い注記すること。

⑳　ストック・オプションに関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「中間財務諸表等規則」という。）第５条の８及び第５条の９の規定に準じて記載すること。）

㉑　企業結合に関する事項（中間財務諸表等規則第５条の10から第５条の13まで、第５条の16、第30条及び第50条の３の規定に準じて記載すること。）

㉒　事業分離に関する事項（中間財務諸表等規則第５条の14、第５条の15及び第５条の17の規定に準じて記載すること。）

［㉓～㉕　同左］

［２～５　同左］

（生命保険相互会社）

［同左］

（損害保険相互会社）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［(1)・(2)　同左］

(3)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条から第５条の２の５までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［(4)～(17)　同左］

(18)　企業結合に関する事項（中間財務諸表等規則第５条の10から第５条の13まで、第５条の16、第30条及び第50条の３の規定に準じて記載すること。）

(19)　事業分離に関する事項（中間財務諸表等規則第５条の14、第５条の15及び第５条の17の規定に準じて記載すること。）

［(20)～(22)　同左］

［２～５　同左］

［第３・第４　同左］

第５

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間株主資本等変動計算書

［同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

６　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第65条から第68条までの規定に従い注記すること。